

総合評価一般競争入札制度の改正について

令和2年3月
都市整備局技術管理室

受注機会の均等化、入札不調の抑制及び働き方改革の支援を図るため、本市発注の総合評価一般競争入札制度を下記のとおり改正します。

記

1. 改正する事項

(1) 総合評価一般競争入札に係る評価項目及び評価基準の改正

① 評価項目ア. 企業の過去4年間における工事成績評定点(上位実績の平均点)

- ・ 評価対象とする実績を、過去4年間の100万円以上の全工事の平均点から、過去4年間の100万円以上の上位実績の平均点とする。
- ・ 評価対象とする期間は変更しない。
- ・ 評価点の満点(8点)を2点引き下げ、6点とする。
- ・ 得点は、次の計算式より算出する。

平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位とする。

$$\frac{(\text{各工事種目の実績数に応じ算出した平均点} - 69)}{(\text{各工事種目で得点が最大となる平均点} - 69)} \times 6$$

- ・ 評価対象とする工事の実績数、得点が最大となる平均点は、工事種目ごとに次表のとおりとする。

工事種目		実績数	得点が最大となる平均点
土木工事	【対象工事ごとに定める入札参加資格の工事種目が舗装工事以外の土木工事】	上位3件	82.0点
舗装工事	【対象工事ごとに定める入札参加資格の工事種目が舗装工事】	上位5件	
建築工事	【全ての建築工事】	上位2件	84.0点
電気工事	【全ての電気工事】		83.0点
機械工事	【全ての機械工事】		

- ・ 実績数が実績となる工事種目ごとに設定する件数に満たない場合は、不足している実績すべてを69点として計算する(本文末尾の算出例を参照すること)。

②評価項目ク. 配置予定技術者の過去5ヶ年度及び現年度における工事成績評定点(最高点)

- ・ 得点は、次の計算式より算出する。

$$\frac{(\text{工事成績評定点の最高点} - 69)}{(\text{各工事種目で得点が最大となる最高点} - 69)} \times 2$$

- ・ 工事種目は、評価項目アで設定する工事種目(5区分)に準ずる。また、「得点が最大となる平均点」は「得点が最大となる最高点」と読み替える。

③評価項目ウ. 企業の過去 1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等

- ・ 工事の品質の維持を図るため、「不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間を過去3ヶ月から過去1ヶ年とする。

④その他

- ・ ①の評価基準の改正に伴い、加算点の配点(満点)を改正する。
- ・ 評価対象となる期間の記載を、令和2年度の発注工事の場合に併せて修正する。
- ・ 上記の改正の他、表現を一部改める。

(2)総合評価一般競争入札の適用対象の拡大

各区役所及び総合支所が発注する 予定価格1千万円以上5千万円未満の舗装工事は、原則として総合評価一般競争入札を適用する。

総合評価の方式は、簡易型 I 型(地域実績型)とする。

2. 実施時期

令和2年4月1日以降に公告する工事から実施する。

(参考)評価項目ア. 過去4年間における工事成績評定点 得点の算出例

【例1】 工事種目が「土木工事」、上位実績が85点、80点、75点の場合

$$\text{平均点} = (85 + 80 + 75) / 3 = 80.0$$

$$\text{得点} = \frac{(80 - 69)}{(82 - 69)} \times 6 = \frac{11}{13} \times 6 = 5.077 \text{ 点}$$

【例2】 工事種目が「舗装工事」、上位実績が88点、85点、81点、80点、80点の場合

$$\text{平均点} = (88 + 85 + 81 + 80 + 80) / 5 = 82.8$$

平均点が82.0点以上となるため、得点は最大の6点

【例3】 工事種目が「建築工事」、上位実績が71点、67点の場合

$$\text{平均点} = (71 + 67) / 2 = 69.0$$

平均点が69.0点以下となるため、得点は0点

【例4】 工事種目が「電気工事」、実績が78点の1件のみの場合 (不足実績を69点として計算)

$$\text{平均点} = (78 + 69) / 2 = 73.5$$

$$\text{得点} = \frac{(73.5 - 69)}{(83 - 69)} \times 6 = \frac{4.5}{14} \times 6 = 1.929 \text{ 点}$$

【お問い合わせ先】 都市整備局技術管理室技術企画係
電話 0 2 2 - 2 1 4 - 8 2 8 0